

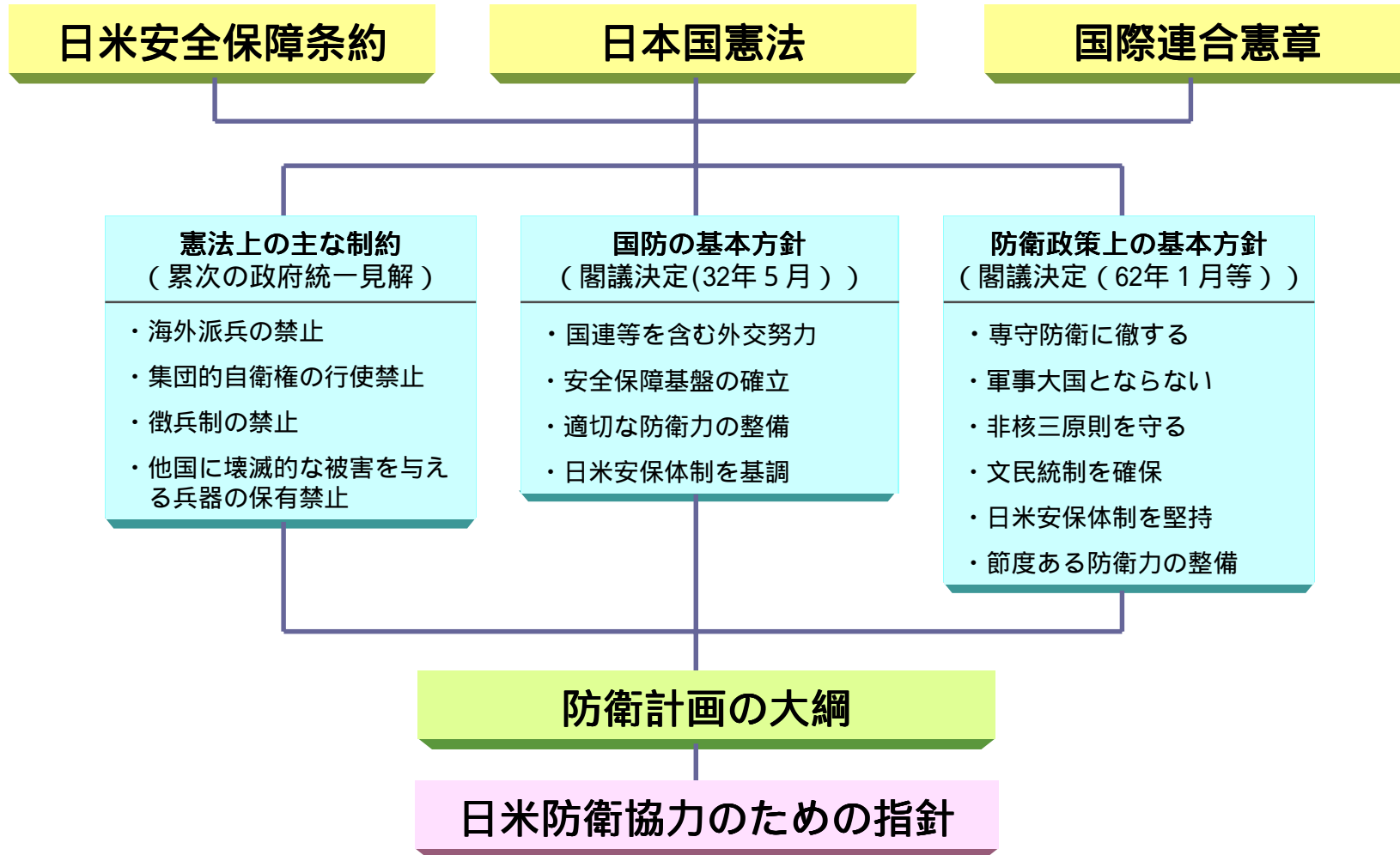
**日米防衛協力のための指針の  
見直しに関する中間とりまとめ**

**防 衛 庁**

# 目 次

我が国の防衛政策の枠組み	1
日米安全保障体制及び「指針」の意義	2
現行「指針」及びそれに基づく研究作業	3
「指針」見直しの背景	4
新たな指針及び中間とりまとめの目的	5
「指針」見直しの経緯と現状並びに基本的な前提及び考え方	6
日米防衛協力に関するSDCの協議の概要	7
1．平素から行う協力	7
2．日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等	9
3．周辺事態における協力	11
新たな指針策定後の取組み	14
新たな指針の適時適切な見直し	14
参考資料	

# 我が国の防衛政策の枠組み



# 日米安全保障体制及び「指針」の意義

## 日米安全保障体制の役割

### 我が国の安全の確保

自由と民主主義という基本的価値、理念を共有する米国との同盟関係を維持、強化することは、我が国自ら適切な防衛力を保持することと相まって、我が国の安全を確保する上で不可欠

### 我が国周辺地域の平和と安定の確保

日米両国の緊密な協力関係やこの地域における米軍の存在は、米国と地域諸国との間で構築された同盟・友好関係とともに我が国周辺地域における平和と安定を確保するために重要

### より安定した安全保障環境の構築

国際社会に占める日米両国の地位を踏まえた日米両国の協力と協調は、より安定した安全保障環境を構築するためにも重要

緊密な日米防衛協力  
(日米安保体制の信頼性の維持・向上)

「日米防衛協力のための指針」  
(日米防衛協力の強化)

# 現行「指針」及びそれに基づく研究 作業

## 現 行 「 指 針 」

(研究作業のガイドライン)

侵略を未然に防止するための態勢

日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

- 1．日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合
- 2．日本に対する武力攻撃がなされた場合

日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力

(第 項関連)

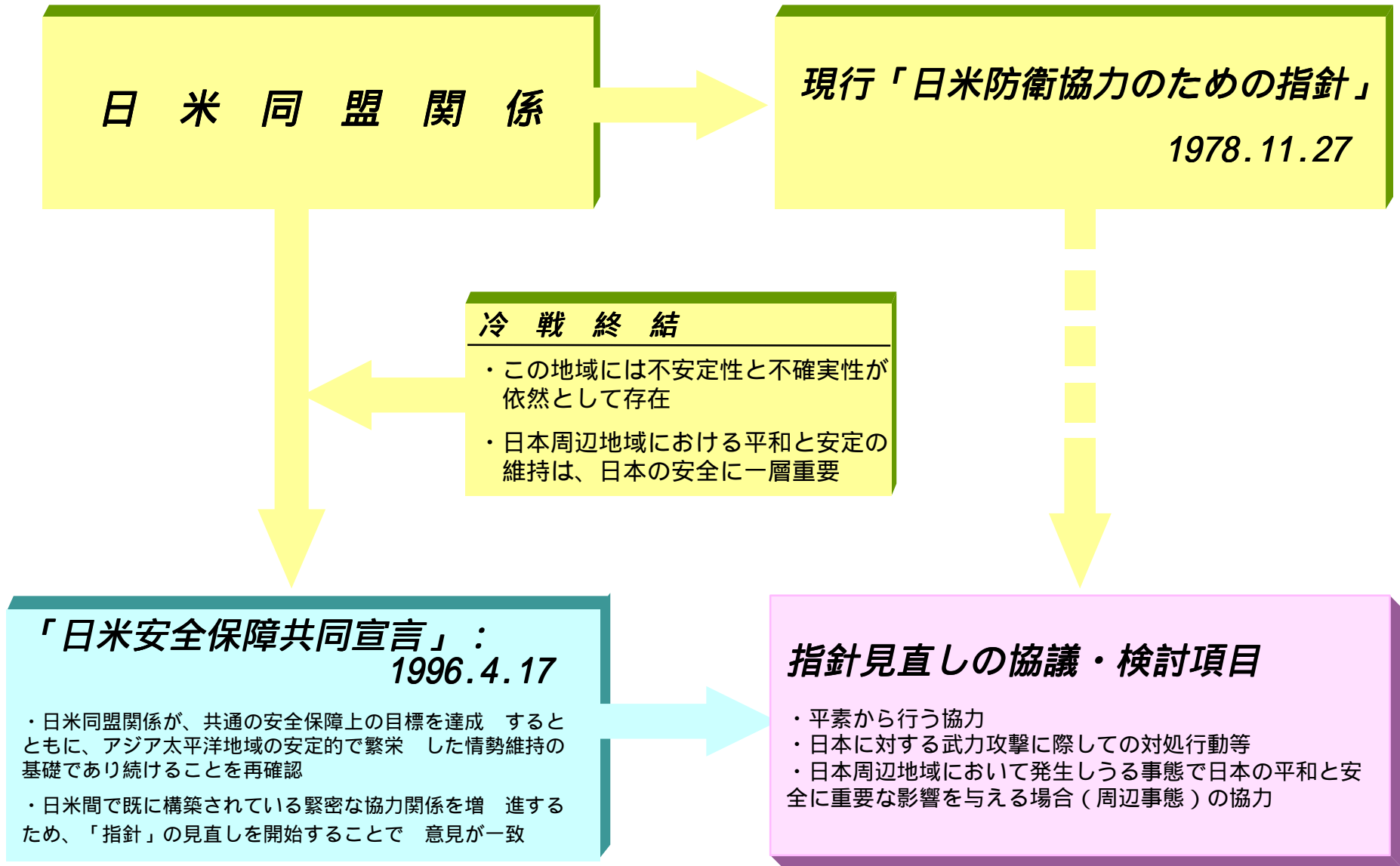
共同作戦計画の研究

(第 項関連)

日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の米軍に対する便宜供与のあり方の研究

日米安保体制の信頼性の向上

# 「指針」見直しの背景



# 新たな指針及び中間とりまとめの目的

## 1 新たな指針の目的

日本に対する武力攻撃又は周辺事態に際して、日米が協力して効果的にこれに対応しうる態勢を構築すること



平素からの及び緊急事態における日米各々の役割及び相互間の協力・調整の在り方について、一般的な大枠と方向性を示す

新たな指針策定後、日米両国の関係者が行う共同の取組みに対するガイダンスを与える

## 2 中間とりまとめの目的

より効果的な日米協力を資するような考え方及び具体的な項目を洗い出すことを目標とした検討作業の概要を公に明らかにする

目的

見直しに対する理解を促進  
議論の基礎を提供

# 「指針」見直しの経緯と現状並びに基本的な前提及び考え方

## 1 「指針」見直しの経緯と現状

1996.6	「防衛協力小委員会（SDC）を改組し、見直し作業に着手
1996.7～	日米間において種々のレベルで作業を実施
1996.9	日米安全保障協議委員会（SCC）は、SDCの「指針見直しの進捗状況報告」を了承 1997年秋に終了することを目途に見直し作業を進めるよう指示
1997.6	SDCは指針見直しに関する「中間とりまとめ」を行いこれを発表

## 2 基本的な前提及び考え方

日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは変更されない

日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる

日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章をはじめとする関連する国際約束に合致するものである

「指針」見直し及び新指針の下での作業は、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置を義務づけるものではないが、日米両国政府が各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的政策や措置に適切な形で反映することが期待される

日本のすべての行為は、その時点において適用のある国内法令に従う



# 日米防衛協力に関するこれまでのSDCの協議の概要

- 中間とりまとめに示された考え方及び具体的項目の取扱いについては、日米両国内における更なる検討に委ねられる。
- 以下の考え方及び具体的項目は、これまでのSDCの作業に基づくもので、今後の更なる作業の結果、修正・追加があり得る。

## 1. 平素から行う協力

### (1) 基本的な防衛態勢

日 本	米 国
日米安全保障体制の堅持	
自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持	核抑止力を保持 アジア太平洋地域の前方展開兵力を維持 来援兵力の保持

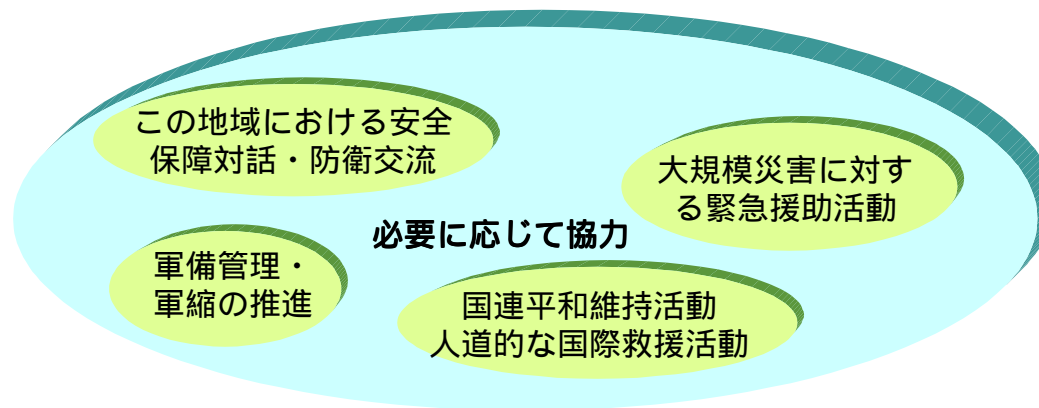
### (2) 情報交換及び政策協議

国際情勢に関する情報・意見交換の強化  
防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続



あらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベルと分野で実施

### (3) 安全保障面での種々の協力



### (4) 日米共同の取組みの推進

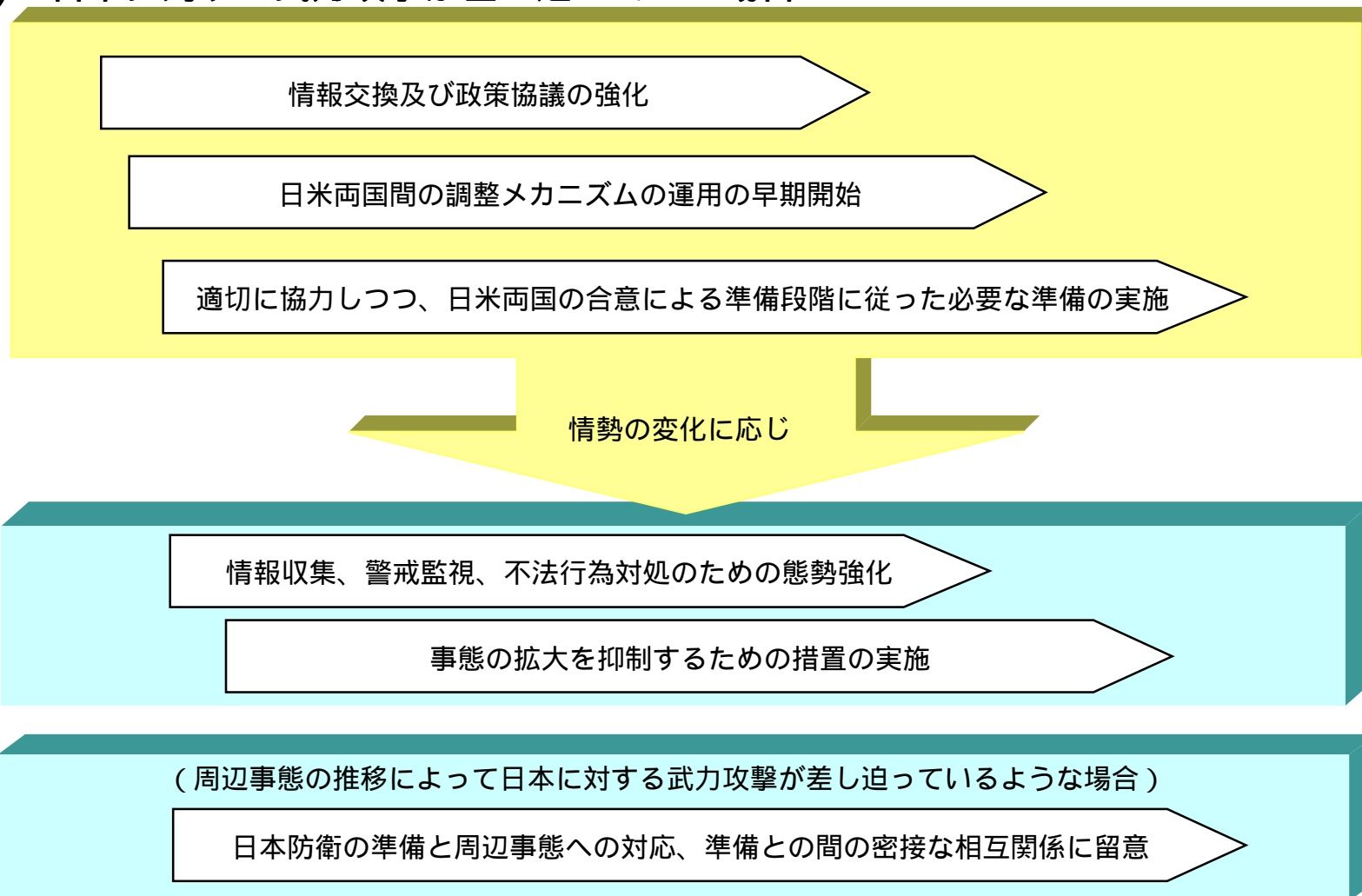
計画の検討作業を含む共同作業を推進し、日米協力の基礎を構築  
日本に対する武力攻撃又は周辺事態に際する効果的な協力が可能

日米間の共同演習・訓練の強化

関係機関の関与を得た日米両国間の調整メカニズムの構築

## 2. 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

### (1) 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合



## (2) 日本に対する武力攻撃がなされた場合

日本は、即応して主体的に行動し、極力早期に侵略を排除

米国は、日本に対して適切に協力

武力攻撃の規模、態様、事態の推移等に応じ、共同対処

(準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視、情報交換を含む)

### 自衛隊及び米軍による共同作戦の構想

自衛隊及び米軍は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切にそれぞれの防衛力を運用

自衛隊：主として日本領域及びその周辺海空域において防勢作戦

米軍：自衛隊の作戦を支援、自衛隊の能力の及ばない機能を補完

- 新たな作戦の考え方、装備技術の進展、新たな様相の脅威（弾道ミサイル攻撃等）等の要素を勘案
- 自衛隊及び米軍の各々の統合運用の重要性に留意

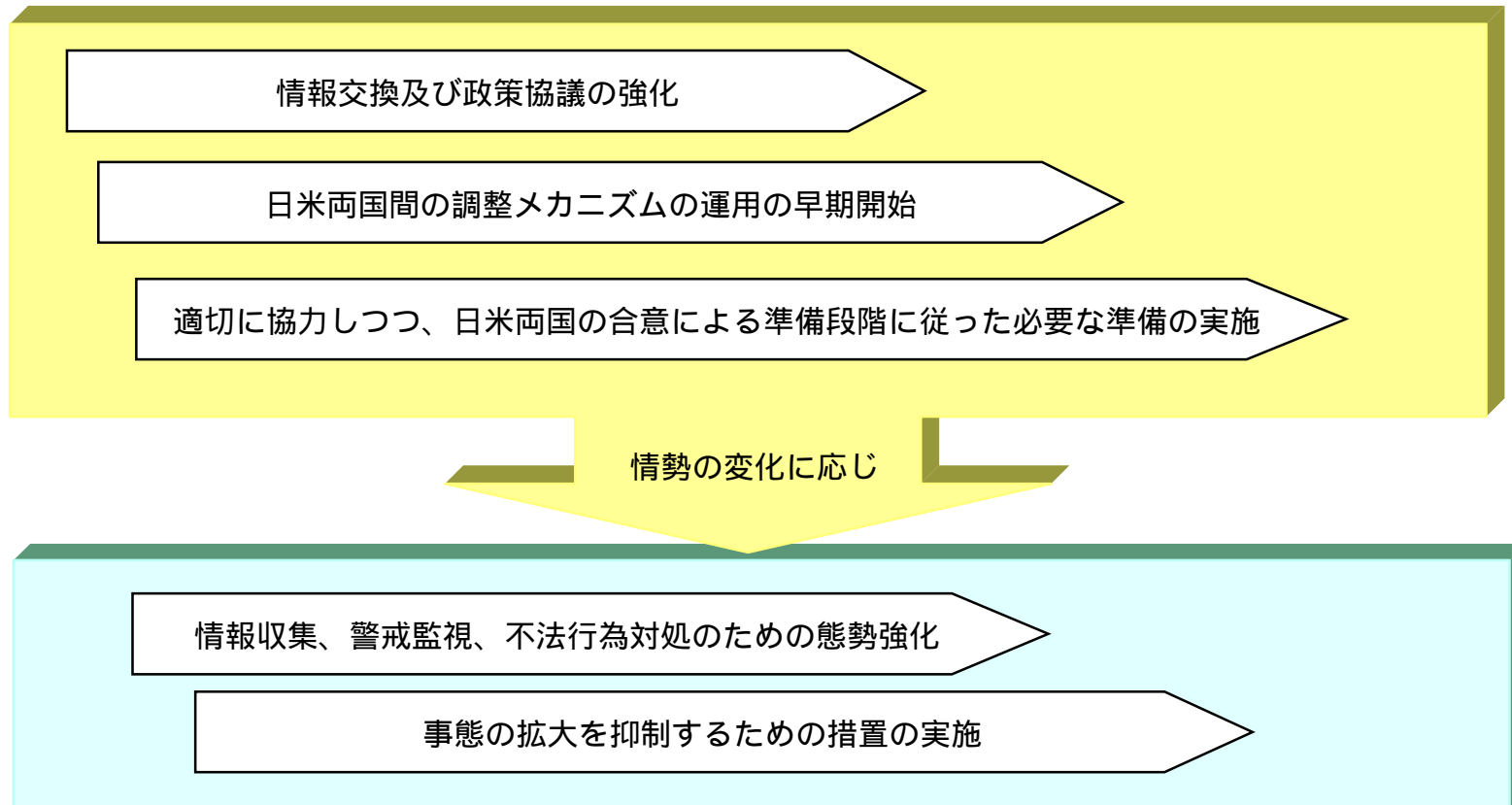


- 指揮・調整、調整メカニズム、通信電子活動、情報活動及び後方支援活動に関する協力・調整を強化
- C<sup>4</sup>I（指揮、統制、通信、コンピューター及び情報）システムの向上を考慮

### 3. 周辺事態における協力

- 周辺事態における協力とは、日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力をいう

#### (1) 対応の準備及び事態の拡大を抑制するための措置 ～ 周辺事態が予想される場合～



## ( 2 ) 日米協力の機能及び分野

- 周辺事態に際して、日米両国は適切な対応措置を講ずる
- 日米両政府は適切な取決めに従い、相互支援のための活動を行う

### 【SDCがこれまで協議した協力検討項目の例】

(別表「周辺事態における協力検討項目の例」P. 26・27参照)

#### 人道的活動

- 現地当局の同意と協力を得つつ、日米両国各々の判断で活動を実施し、各々の能力を勘案し、必要に応じ協力
- 避難民の取扱いにおける必要に応じた協力  
(日本領域に流入してくる場合、日本が責任をもって対応し、米国は適切に支援)

#### 搜索・救難

- 日本周辺海域における搜索・救難活動における適切な協力

#### 国際の平和と安定の維持を目的とする経済封鎖の実効性を確保するための活動

- 日米両国各々の判断により活動に寄与し、各々の能力を勘案し、適切に協力

#### 非戦闘員を退避させるための活動

- 緊急事態に際し、日米両国政府は状況が許す限り、各々の国民を安全な地域に退避
- 原則として、日米両国は自国民の退避及び現地当局との関係について責任を有す
- 日米両国政府は、いずれか一方の政府の要請に基づき、適切な場合には、所要及び能力に関する情報を交換

## 米軍の活動に対する日本の支援

### 施設の使用

- 日米安保条約及び関連取極に基づき、適時・適切に施設・区域を追加提供
- 米軍による自衛隊施設、民間空港・港湾の一時使用を確保

### 後方地域支援

- 日本は、日米安保条約の目的達成のため活動する米軍を支援  
施設・区域の使用及び諸活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼
- 主として日本の領域で実施、一部は戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本周辺の公海及びその上空で実施
- 政府、地方公共団体の機関、民間の能力を適切な形で活用
- 自衛隊による支援は、自衛隊の任務の遂行と整合を図りつつ適切に支援

## 運用面における日米協力

- 自衛隊は、生命、財産の保護、航行の安全確保のため、情報収集、警戒監視及び機雷の除去等の活動を実施
- 米軍は、日本周辺地域の平和と安全の回復のための活動を実施
- 関係機関の関与を得つつ協力・調整により、自衛隊及び米軍の活動の実効性を増進

# 新たな指針策定後の取組み

## 新たな指針に基づく共同作業

- 共同作業の体制の維持、改善  
自衛隊・米軍のみならず、政府、関係機関の関与を得て包括的なメカニズムを構築することにより共同作業の実効性を確保
- S C C、S D Cの調整による計画的、効率的な作業 / 進捗、結果等のS C C、S D Cへの節目節目の適切な報告

### 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

- その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で実施
- 共同作戦計画についての検討：日本に対する武力攻撃がなされた場合に共同対処行動を円滑に実施し得る協力態勢の整備
- 相互協力計画についての検討：周辺事態における協力を円滑かつ効果的に実施し得る協力態勢の整備

### 準備のための共通の基準の確立

- 日本防衛のための準備に関する共通の基準 / 周辺事態における協力措置の準備に関する共通の基準

### 共通の実施要領等の確立

- 日本防衛に必要な共通の実施要領等を予め準備
- 相互運用性の重要性に留意し、通信電子活動等に関し必要な事項を予め定めておく

## 日米両国間の調整メカニズム

関係機関の関与を得た同調整メカニズムの構築

日米間の活動の整合を図り、適切な協力を確保

## 新たな指針の適時・適切な見直し

日米安全保障環境を取り巻く諸情勢の変化に対応し、必要に応じて適時・適切に見直されうるもの



## 周辺事態における協力検討項目の例

機能及び分野		検 討 項 目 例
人道的活動		被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における医療、通信及び輸送 避難民の救助及び移送並びに避難民に対する応急物資の支給
捜索・救難		日本周辺海域における捜索・救難活動及びこれに関する情報の交換
国際社会の平和と安定の維持を目的とする 経済制裁の実効性を確保するための活動		船舶の検査及び関連する活動 情報の交換
非戦闘員を退避させるための活動		情報交換（所要及び能力） 自衛隊施設及び民間港湾・空港の使用 日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び医療等に係る支援
米軍の活動に 対する日本の 支援	施設の使用	補給等を目的とする自衛隊施設及び民間港湾・空港の使用 自衛隊施設及び民間港湾・空港における人員・物資の積卸しに必要な 場所及び保管施設の確保 自衛隊施設及び民間港湾・空港の運用時間の延長 米航空機による自衛隊の飛行場の使用 訓練・演習区域の提供 米軍施設・区域内における暫定的構築物の建設
	後方地域支援	補 給 自衛隊施設及び民間港湾・空港での米艦船・航空機への物資（武器・ 弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーン の利用 米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・ 潤滑油の提供

機能及び分野		検 討 項 目 例	
米軍の活動に対する日本の支援	後方地域支援	輸 送	人員、物資、燃料・油脂・潤滑の日本国内における陸上・海上・航空輸送 公海上の米艦船に対する海上輸送
		整 備	米艦船・航空機・車両の修理・整備 修理部品の提供 整備用資器材の一時提供
		医 療	日本に後送された傷病者の治療 日本国内における傷病者の移送 医薬品及び衛生機具の提供
		警 備	米軍施設・区域（共同施設・区域を含む。）の警備 共同使用施設・区域周辺海域の警戒監視 日本国内の輸送経路上の警備 日本国内の治安に関する情報の交換
		通 信	日米の関係機関間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）及び器材の提供
		その他	米艦船の出入港に対する支援 自衛隊施設及び民間港湾・空港における物資の積卸し作業 米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 米軍従業員の一時増員
運用面における日米協力	警戒監視		情報の交換
	機雷除去		日本領域及び日本周辺公海上における機雷除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整		日本周辺海域での交通量の増大に対応した海上運航調整 日本周辺空域での航空交通管制及び空域調整

# 参 考 資 料

- 1 日米安全保障共同宣言  
1996年4月17日 東京
- 2 「日米防衛協力のための指針」の見直しの進捗状況報告  
1996年9月19日 ワシントン
- 3 「日米防衛協力のための指針」見直しの間とりまとめ  
1997年6月7日 ホノルル ハワイ
- 4 「指針」見直しの経緯
- 5 「日米防衛協力のための指針」  
1978年11月27日

## 「指針」見直しの経緯

年月日	会談・協議等	会談・協議の内容
8.4.17	日米首脳会談	「日米安保共同宣言」において、「指針」の見直しを開始することを明記
8.6.28	防衛協力小委員会（SDC）の改組	「指針」見直し作業の開始 SDCの下に代理会合を設置
8.7.18	第1回SDC	「指針」見直しの趣旨、基本的考え方を確認
8.8.2	第1回SDC代理会合	「指針」見直しの実務的作業を行う作業班の設置
8.9.13	第2回SDC代理会合	「指針」策定の趣旨、目的、考え方について、周辺諸国に説明をする必要性につき認識
8.9.17	第2回SDC	「進捗状況報告」の作成等
8.9.19	日米安全保障協議委員会（2+2）	SDCより作業の進捗状況を報告
	専門家を含めた作業班を中心として作業を実施	
9.5.19	第3回SDC代理会合	中間とりまとめの調整
9.6.3	第4回SDC代理会合	中間とりまとめの調整
9.6.7	第3回SDC	中間とりまとめの公表

平成9年秋を目途に「指針」見直し作業終了